

自転車のヘルメット着用、23年4月から義務化 全利用者に対象拡大

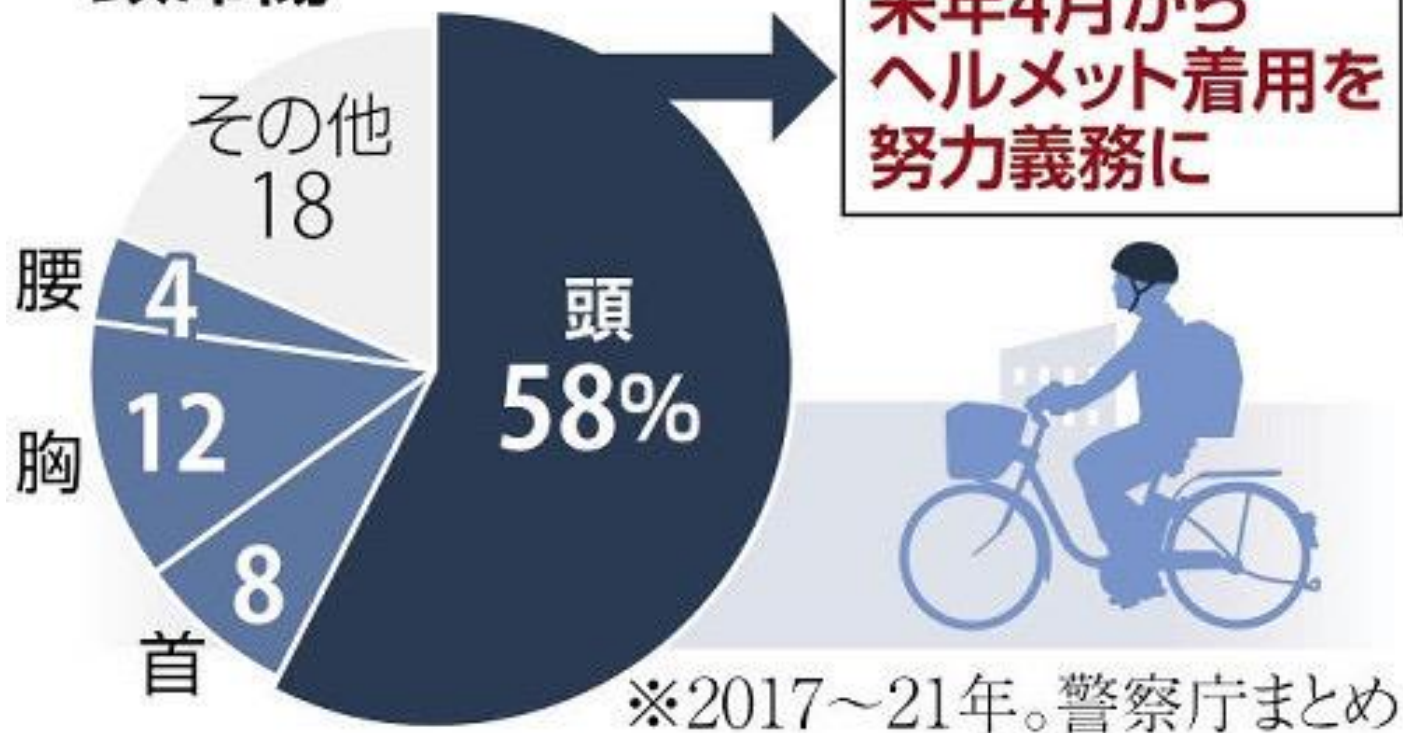
毎日新聞 12/20(火) 11:10

改正道路交通法の施行期日に関する政令が20日に閣議決定され、2023年4月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が義務づけられることが決まった。罰則のない努力義務となる。すでに13歳未満の子どもについては、保護者に着用させる努力義務が課せられているが、対象が拡大されることになる。【頭蓋骨骨折も 危険な「抱っこで自転車」】 警察庁によると、17～21年に自転車乗車中の事故で亡くなった2145人のうち、約6割の1237人は頭部に致命傷を負っていた。死傷者数に占める

死者の割合を示す「致死率」は、着用者が0.26%だったのに対し、非着用者は約2.2倍の0.59%だった。民間の啓発団体「自転車ヘルメット委員会」が20年7月に約1万人を対象に実施したインターネット調査では、ヘルメットの着用率の全国平均は11.2%だった。13歳未満が63.1%だったのに対し、13~89歳は7.2%にとどまる。都道府県別では、愛媛29%▽長崎26%▽鳥取18%—の順に高かった一方、和歌山は4%、北海道は2%とばらつきがあった。ヘルメット着用を義務づける条例などを制定している自治体では取り組みが進んでいるとみられる。今回、全国一律に義務化することで一層の着用促進を

図る。(以下略)【松本惇】

自転車乗車中の事故で死亡した人の致命傷



<https://news.yahoo.co.jp/articles/dd79c016630b4379f6d66af3c43b4cbd0df60a8e>

自転車のヘルメット着用、来年4月から「努力義務」
に罰則はなし

朝日新聞デジタル 12/20(火) 10:57

自転車に乗る人全員に、来年 4 月 1 日からヘルメットの着用の努力義務が課されることになった。改正道路交通法の実施日を定める政令が 20 日の閣議で決定された。警察庁は「ヘルメットは死亡などを防ぐ大きな効果がある」として利用を呼びかけている。ただ、罰則はなく、着用する人が少ない中でどう普及を図っていくかが課題だ。【グラフ】自転車乗車中の事故で亡くなった 336 人の損傷部位 自転車乗車時のヘルメットは、2008 年に実施された改正道交法で 13 歳未満の児童や幼児が乗る時にかぶらせるよう保護者らへの努力義務が定められた。今年 4 月に成立した新たな改正法では、自転車を運転する人全員に対象を広げ、「かぶるよう努めなければならない」と規定した。 昨年作成された政府の第 11 次

交通安全基本計画などでも全利用者に着用を促すべきだとされたことをふまえた改正という。

識者のコメント

熊谷宗徳 元交通捜査官 / 交通事故鑑定人 / 交通事故調査解析事務所 代表

自転車事故で亡くなられた約 6 割の方が頭部に負傷を負っています。

車と衝突した場合、頭部がフロントガラスやフロントピラーに衝突することが多く、路面に転倒するときにも最も致命傷を負うのは頭部であることが多いです。

事故で、ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は、着用していた方と比べて約 2.2 倍高くなって

います。

ヘルメット着用が努力義務とは言え、命を守ることができるのはヘルメットです。

上西一美 日本事故防止推進機構理事長 / 株式会社
ディ・クリエイト代表

自転車事故での死亡者の半数以上が、頭部損傷が直接的な原因と言われています。さらに警察庁のデータでもヘルメット着用・非着用での死亡率は、3倍変わるとも言われています。ドライブレコーダーの映像を見ていると、自転車で転倒する時、運転者は受け身を取らず、ハンドルを握ったまま転倒する事が多く、本当に危険です。ぜひ、検挙されるされないに関わら

ず、ご自身の命、お子様の命を守る為にヘルメットの
着用をお願いします。